

## 地域福祉計画策定事業概要について

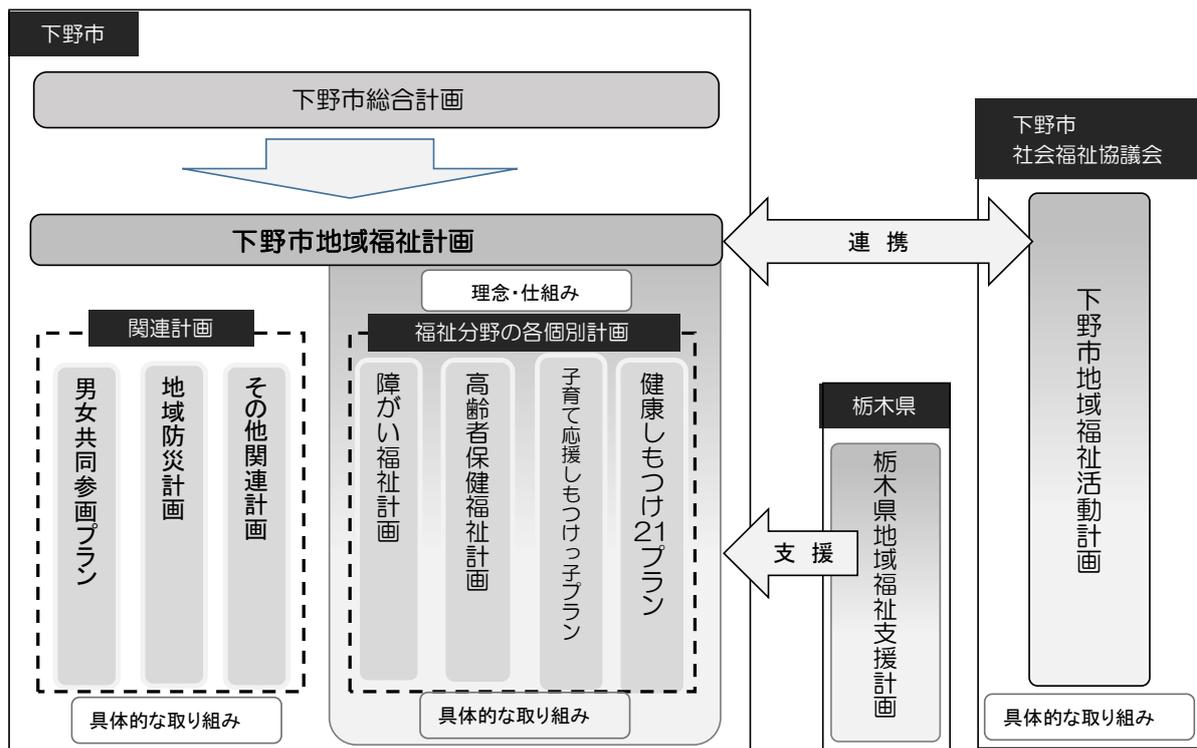
### 1. 計画の位置づけ

下野市地域福祉計画は、下野市総合計画を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体化したもので、各福祉計画の上位計画となっています。

#### 社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

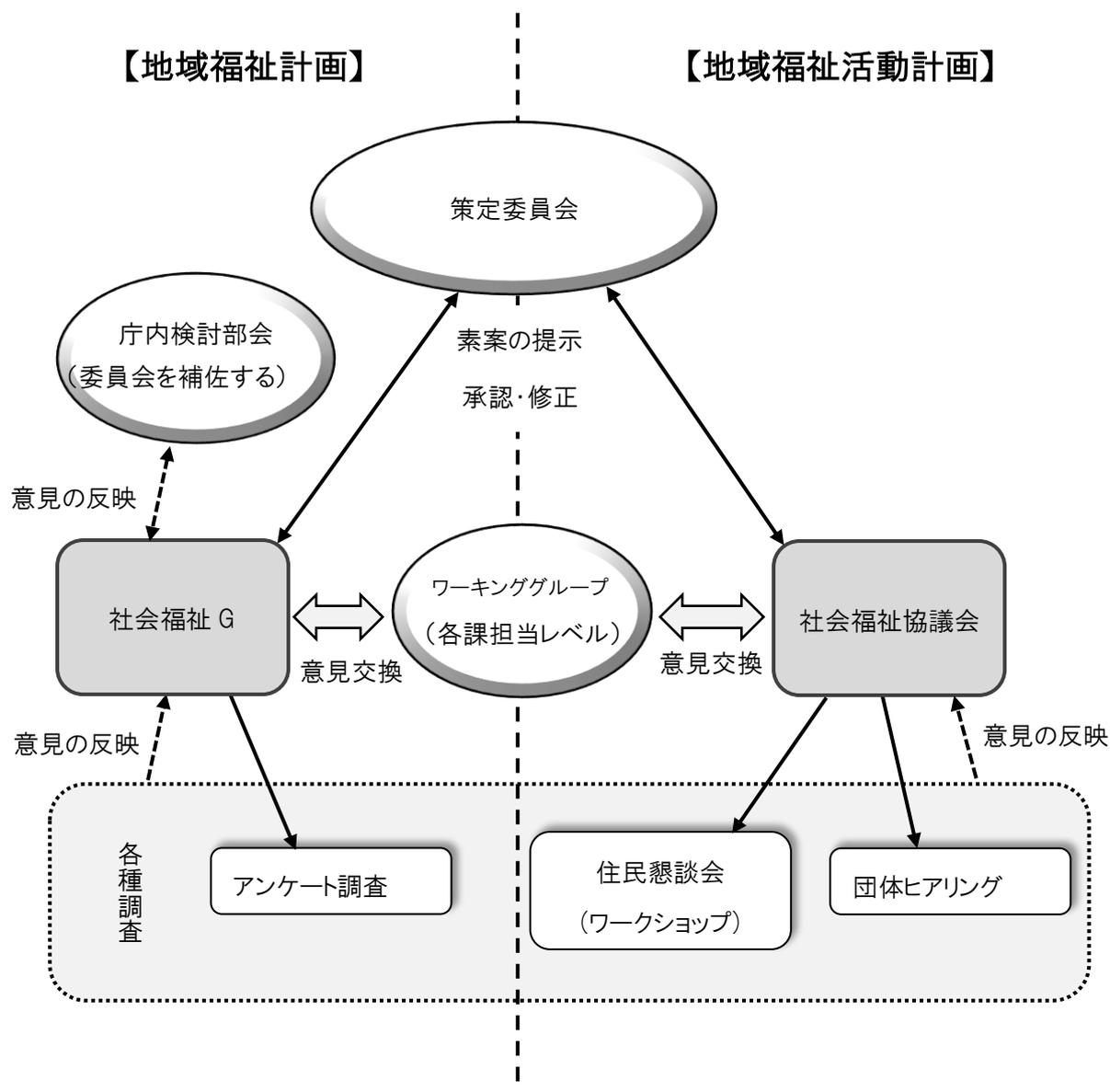


## 2. 計画期間

第3期計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。  
この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 3. 策定体制

策定にあたっては、各種団体選出委員や公募委員で構成される「策定委員会」、庁内関係課によって構成される「庁内検討部会」、社会福祉課及び庁内関係各課と社会福祉協議会を中心に構成される「ワーキンググループ」を開催し、第2期計画における各種施策の実施状況や、各種調査（アンケート、住民懇談会、団体ヒアリング）の結果を基に計画内容を検討していきます。



## 4. 計画策定に伴う基本理念・目標設定について

社会福祉法の改正により地域福祉計画は、福祉部門の総合的、上位の計画と位置づけることとなりました。

そこで、本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定し、

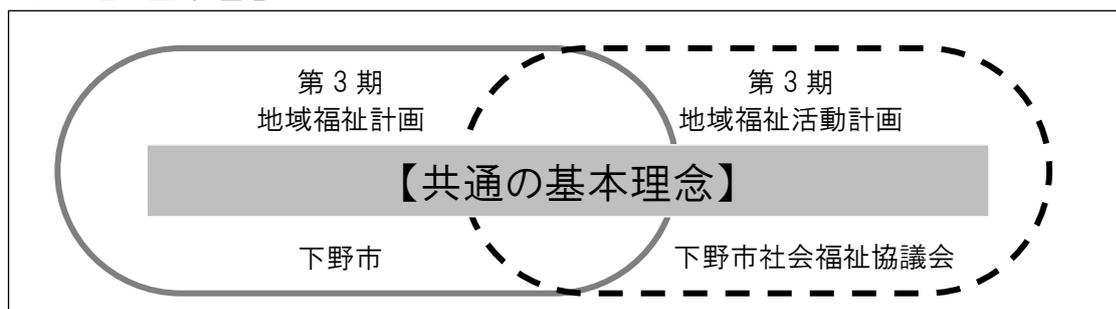
○**地域福祉計画**は、地域福祉を推進するための理念や目標、施策の方向性などをビジョンとして位置づけ、一つの章としてまとめる

○**地域福祉活動計画**は、その実行計画として、社会福祉協議会、関係機関、市民が取り組むことを位置づけ、一つの章としてまとめる

ことで、理念を実現する行動を併せ持つ計画として、構成を変更してはどうかと考えます。

全体の基本理念及び基本目標は、これまでどおり、市と社会福祉協議会で連携・協働して取り組んでいくため、共通したものを定め、基本目標に対する施策や具体的な取り組みについて、別に定めます。

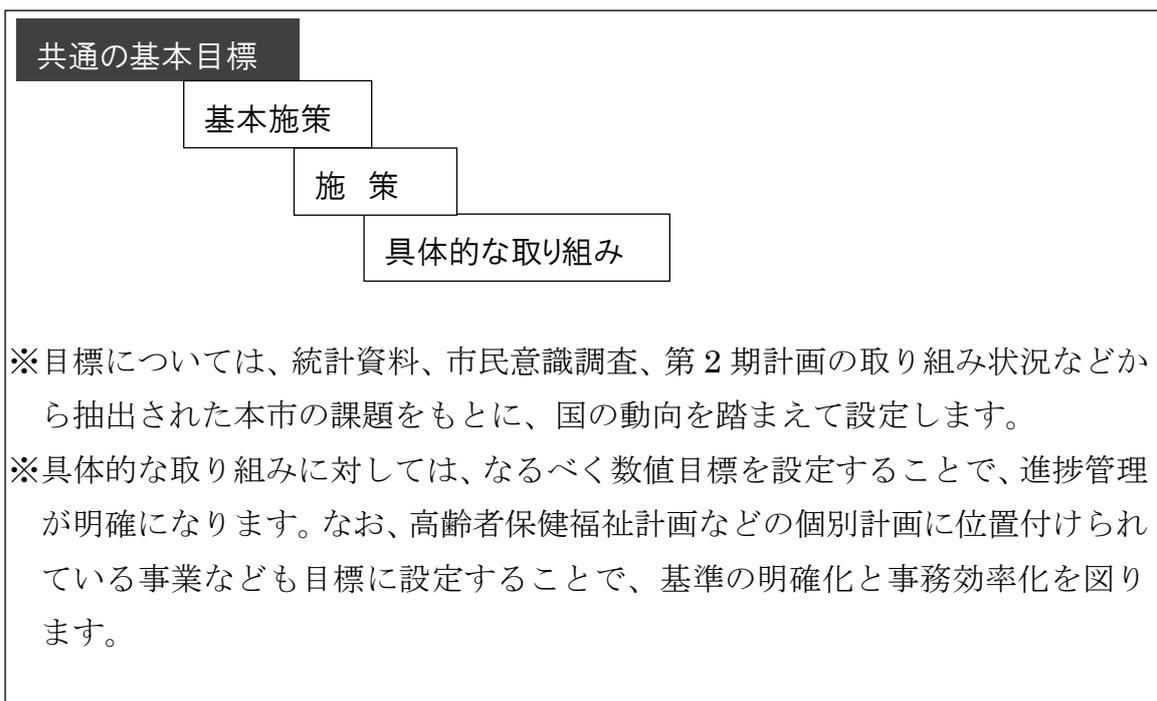
### ◇共通の基本理念



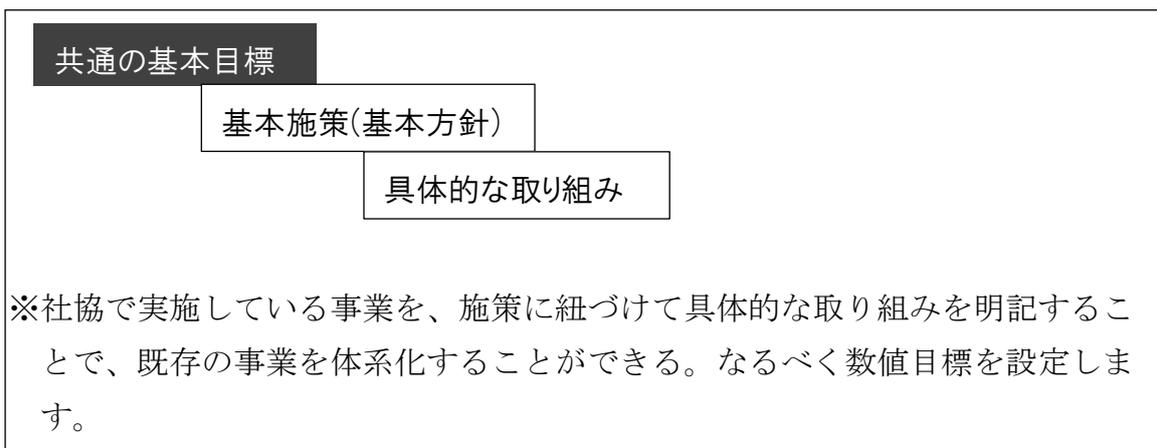
### ◇計画書の構成と数値目標

第2期(現行計画)	第3期(仮案)
第1章 計画の策定にあたって	第1章 計画の策定にあたって
第2章 地域福祉をめぐる下野市の現状と課題	第2章 地域福祉をめぐる下野市の現状と課題
第3章 基本理念と基本目標	第3章 基本理念と基本目標
第4章 重点事業	第4章 重点事業
第5章 具体的取り組み	<b>第5章 地域福祉計画</b> 数値目標
私たちが取り組むこと	<b>第6章 地域福祉活動計画</b> 数値目標
市が取り組むこと	第7章 プランの推進と進捗の管理
社会福祉協議会が取り組むこと 数値目標	
第6章 プランの推進と進捗の管理	

◇地域福祉計画の体系イメージ(宇都宮市参考)



◇地域福祉活動計画の体系イメージ(宇都宮市社協参考)



## 5. 地域共生への取り組みについて

社会福祉法の改正にともない、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備について、以下の項目に触れる必要があります。

### 1. 地域福祉推進の理念を新たに規定(第4条第1項)

#### (地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

### 2. 理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定(第106条の3)

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ※例：地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人、地域会議等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画に包括的な相談支援に関する内容を盛り込むことを新たに明記(第107条)

#### (改正部分のみ抜粋)

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 参考 「ニッポン一億総活躍プラン」平成 28 年6月2日閣議決定

#### (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

## 6. 成年後見制度・再犯防止について

国から示された「地域福祉計画策定ガイドライン」において、社会福祉法第107条「一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」への取り組みとして、成年後見制度や再犯防止の法律に基づく計画との整合性を図る旨が示されています。

本計画では、「成年後見制度利用促進基本計画」「地方再犯防止推進計画」の両計画についても内包する形で策定していきます。

### ◇成年後見制度の国の動き

平成 28 年 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年 「成年後見制度利用促進基本計画」(平成 29 年度～平成 33 年度) ⇒令和 3 年度までに「市町村計画」を策定(努力義務)
平成 31 年 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

### ◇再犯防止の国の動き

平成 28 年 「再犯の防止等の推進に関する法律」 成立
平成 29 年 「再犯防止推進計画」初策定(平成 30 年度～令和4年度)
令和元年 地方再犯防止推進計画策定の手引き